

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（案）等の概要

1. 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、通知カードが廃止されることから、以下の省令及び告示について所要の改正を行うもの。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）
- ・ 通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 314 号）

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（案）の概要

（1）通知カード及び個人番号通知書関係

- 個人番号の通知は、郵便又は信書便により、個人番号通知書（個人番号、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面）を送付する方法により行うものとする。
- 個人番号通知書に関する技術的基準については、総務大臣が定めることとする。
- 市町村長は、個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送、個人番号通知書の作成及び発送等の管理並びに個人番号通知書に係る住民からの問合せへの対応等を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に委任することができることとする。
- 機構は、個人番号通知書を作成又は発送した年月日及び件数等について、番号利用法第 38 条の 4 の規定による帳簿への記載及び同法第 38 条の 5 の規定による報告書の作成を行うこととする。
- 紛失した通知カードを発見した場合の届出等について所要の経過措置を設ける。

(2) その他

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 13 条第 2 項ただし書の総務省令で定める方法は、交付申請者の住所に本人限定受取郵便等又は書留郵便等（本人が書留郵便等により確実に受領できる旨を申し出た場合に限る。）により送付する方法とする。ただし、これらの方法によることが困難であると認められる場合には、施設等の交付申請者の居所に書留郵便等を送付する方法とする。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）の概要

(1) 通知カード及び個人番号通知書関係

- この命令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第 1 条第 2 項において、通知カードにより個人番号の通知を受けた者が個人番号カードの交付を受ける際の本人確認の措置について規定されているところ、個人番号通知書により個人番号の通知を受けた者についても同様の規定を設けることとする。
- 個人番号利用事務等実施者が通知カードの交付を受けている者から個人番号の提供を受けるときの本人確認の措置等について所要の経過措置を設ける。

(2) その他

- 個人番号カード交付時の本人確認の措置について、旧規則第 1 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合、以下の全ての措置をとることにより個人番号カードの交付を受ける際の本人確認を行うことができることとする。
 - ・ 郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書の提示を受けること。
 - ・ 官公署から発行され、又は発給された書類であって、市町村長が適当と認める書類（交付申請者の氏名及び住所又は氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けること。
 - ・ 公共料金の領収証書（交付申請者の氏名及び住所並びに発行年月日の記載のあるもので、三ヶ月以内に発行されたものに限る。）の提示を受けること。
 - ・ 交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の当該市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

4. 通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準の一部を改正する告示（案）の概要

- 個人番号通知書の作成委託（機構への委任を含む。）を行う際のセキュリティ対策について定める。
- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る個人番号通知書の作成及び発送等の状況について管理を行うこととし、当該事務を機構に行わせる場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構と必要な通信を行うことができることとする。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

5. 根拠条文

- ・ 改正法による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 16 条、第 17 条第 8 項、第 38 条の 4、第 38 条の 5
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条第 2 項 等

6. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 4 月下旬

施行：改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日（令和 2 年 5 月下旬）

ただし、2（2）及び 3（2）については公布日